

35.60

防護標章登録に基づく権利の存続期間更新登録出願の願書に記載された登録番号に関する方式違反の取扱い（商）

標記についての取扱いは、下記のように取り扱う。

1. 登録番号でなく出願番号等が記載されていたときは補正を命ずる。
2. 存在しない登録番号（原簿上既に権利抹消している場合も含む。）が記載されていたときは補正を命ずる。
3. 登録番号の記載がない場合は却下する（商77条2項において準用する特18条の2第1項）。ただし、願書に添付されている委任状等の書面全体から当該登録番号が特定できるときは補正を命ずる（→15.20「1.（20）」）。

（改訂平成23・11）